

郡。明代に明州府から寧波府となり、清代もこれによった(『中国古今地名大辞典』)。

(6) 柿餅 干し柿。中国では籠に並べて天日干しにすることが多いため、へたが中心部にある円盤状の丸餅のような干し柿となることから、柿餅という。

(7) 核桃 クルミ。

(8) 紫草 ムラサキ科の多年草。根を紫根と呼び、紫色の染料や薬用に用いられる。

(9) 粉乾 米の粉を干したものだ。江西省の特産だが、福州、上海等でも盛んに生産される。

(10) 逐 校訂本は「遂」だが(二二五〇五)により「逐」とした。

(11) 泊村地方 沖縄本島西海岸、安里川下流域に位置する。現在の那覇市泊。泊村には漂着民収容の施設などがあつた(渡辺美季「近世琉球における外国人漂着民収容センターとしての泊村」『第四回「沖縄研究国際シンポジウム」ヨーロッパ大会 世界に拓く沖縄研究』二〇〇三年、参照)。

(12) 解移 解送と同じ。おくりとどける。「解」は警護して送る、の意。

(13) 漳州府 福建省南東部に位置し、広東省と接する。

(14) 肚囊 囊は竹かご。腰にぶら下げる竹かごか。

(15) 烏荳 黒豆。

(16) 棕衣 シュロで作つた雨具の一種。雨を防ぐために衣服の上からまとう外衣。

(17) 柳斗 柳の枝で編んだ小型のおけか。

(18) 馬包 馬などの背に置くことのできるずた袋のようなもの。中央部に口を開け、両側は詰めて横長の物を詰め込むことのできる布袋。

(19) 鋪蓋 布団。寝具類。

2-24-30

国王尚敬の、接貢のため存留通事梁焯等に付した執照

(乾隆六《一七四一》、十一、四)

琉球国中山王尚(敬)、謝恩・進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、乾隆五年冬、特に紫巾官翁鴻業・正議大夫蔡其棟等を遣わし、表文・方物を齎捧し、官伴・水梢を率領し、船二隻に駕して閩に来たる。已經に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝せんとす、等の因ありて案に在り。今、旧例に遵い、特に都通事鄭士綽等を遣わし、官伴・水梢共に八十一員名を率領し、海船一隻に坐駕し、福建に前来す。恭しく勅書併びに欽賜の物件、及び京より回る貢使翁鴻業・蔡其棟、存留官蔡元鳳等を接えるの外、附搭の難人王同興等共に二十一名を解送して前来す。

所抛の差去せる員役は、並えて文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給発し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第三十九号の半印勘合執照を給し、存留通事梁焯等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

都通事一員 鄭士緯 跟伴四名

使者二員 <sup>②</sup> 東宗仁 跟伴八名  
<sup>③</sup> 錢順巽

存留通事一員 梁煌 跟伴六名

管船夥長・直庫二員 林邦哲<sup>④</sup> 馬利国

水梢共に五十七名

右の執照は存留通事梁煌等に付し、此れを准ず

乾隆六年（一七四一）十一月初四日 給す

注（1）梁煌 康熙四十一年（一七〇二）乾隆三十六年（一七〇二）久米村系

梁氏十一世（上江洲家）。當間親雲上。乾隆十七年に正議大夫に陞る。雍正七年に読書習礼のため福建に渡る。乾隆六年の接貢の存留通事、十三年の朝京都通事。二十年の冊封の時に天使館並びに協宿当役、さらに理宴司を兼務し、二十二年にその功績が認められて申口座に陞る。二十七年の進貢の正議大夫となる

『家譜（二）』七九二頁。

（2）東宗仁 乾隆六年の使者。

（3）錢順巽 乾隆六年の使者。

（4）林邦哲 新垣通事親雲上（『家譜（二）』七一九頁、毛維楨の譜）。乾隆六年の管船夥長。『宝案』では他に乾隆二十三年の存留通事（卷四二）、三十四年の都通事（卷五二）として名がみえる。